

平成24事業年度

## 監事の監査報告書

# 監事報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24事業年度の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果について、下記のとおり報告します。

平成25年6月24日

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

監事 城野 宜臣 (印)

監事 秋山 深雪 (印)

## 記

### I 監査の結果

#### 1. 業務監査の結果

機構の業務は、法令及び機構の年度計画、事業計画等に基づき、適正に運営されていると認めます。

#### 2. 会計監査の結果

(1) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(2) 事業報告書は、機構の業務運営の状況を正しく示していると認めます。

(3) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

## II 監査の方法

監事は、機構がその業務を関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、次の通り、監査を行いました。

### 1. 監査実施要項

ア 監事は、理事長と監事との了解(注<sup>1</sup>)に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- ・機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- ・会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- ・機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
- ・理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- ・機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

イ 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換を行いました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

平成 24 年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでした。

ウ 監事は、監査に際して、「監査役監査基準」注<sup>2</sup>を参考としつつ、会社法に定める会社と独立行政法人通則法等に定める独立行政法人の制度、枠組み等の差異を考慮し、機構の業務運営のリスク評価に基づいて、平成 24 年度監事監査計画を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

エ 監事は、上記アからウまでの監査によって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

---

注<sup>1</sup> 独立行政法人宇宙航空研究開発機構監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、平成 19 年 3 月改正)

注<sup>2</sup> 公益社団法人日本監査役協会、平成 23 年 3 月改定版

## 2. 平成 24 年度の監査活動

監事は、下記に述べる監査活動を行いました。

### (1) 重点監査

監事は、主務省の要請、社会状況、機構の運営状況などをもとに、毎年度、重点監査事項を定めて監査を行っており、平成 24 年度は、第 2 期中期目標期間の最終年度であることから、「政府により独立行政法人において講ずべきとされた措置の実施状況」としました。

また、機構の業務運営の監査及び会計の監査は、機構の理事長が行う内部統制が的確に機能していることが重要で不可欠であるため、「内部統制の状況」をもう一つの重点監査事項としました。

### (2) 経常監査

ア 監事は、機構の業務が適正に実施されているかを確認するため、理事会議、役員への報告、プロジェクト進捗報告会等に陪席し、業務の状況や課題が経営者に的確に報告され、的確に対処されているか、法令等に基づき問題が無いかを確認しました。

特に、機構の業務には、ロケット打上げの安全監理といった社会的にも安全確保が重要な内容を含んでいるため、安全審査委員会に陪席し、機構が安全確保義務を的確に果たしているかを確認しました。

イ 機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、加えて時宜に応じて必要な都度に公表され、機構の説明責任が果たされているか、などについて、理事長が行う内部評価に陪席する、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

ウ 本部・部等の運営状況、課題、重要事項等を把握するため、隔年度に交互に、担当役員との意見交換又は幹部職員のヒアリングを行っており、平成 24 年度は部長級の幹部職員のヒアリングを行いました。

エ 主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、種子島宇宙センター、角田宇宙センター)について、毎年度、往査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所とし

ての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しました。

その他の事業所(含む海外事務所)は、中期目標期間中に、定期的に往査を行っており、その内容は、主要事業所に準じたものとしています。

主要な組織(本部、研究所、グループ、部)は、毎年度、事業所往査と併せて、事業の実施状況、管理状況などについて、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しました。

オ 「契約の適正化」及び「資産の見直し」について、継続して監査するとともに、契約監視委員会に出席し、必要に応じて意見を述べました。

カ 昨年 1 月及び 11 月のコンピューターウイルスの感染に引き続き、本年 4 月には機構のサーバーに対する外部からの不正アクセスが発生するなど情報セキュリティ問題が発生しました。

また、本年 5 月には機構職員が研究費に関する詐欺容疑により逮捕されるとの不祥事も生じるなど、内部統制上の重要リスクが顕在化しました。

監事は、これらの事案及び三菱電機による過大請求事案の原因究明及び再発防止対策検討会議に陪席し、機構が行う再発防止策を確認いたしました。

### (3) 財務諸表等の監査

ア 監事は、機構の月次決算について、平成 24 年度における業務監査状況を踏まえ、合計残高試算表等の内容について説明を聴取しました。

イ 監事は、平成 24 年度における業務監査を通じて、財務諸表等が機構の財産及び経理の状況を適正に記述していることを確認しました。

### (4) 会計監査人との連携

ア 監事は、会計監査の適性及び信頼性を確保するため、会計監査法人が適正な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人の説明を聴取し、確認しました。

イ 監事は、会計監査人から、平成 24 年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、期中監査結果について報告を受け、平成 24 年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。

(5) 内部監査部門との連携

監事は、内部監査部門と、概ね月に 1 回連絡会を行い、内部監査の状況及び結果を把握するとともに、情報提供を行いました。

また、監査事務を担当する監事室と、概ね月に 1 回連絡会を行い、監事監査の状況及び結果について情報共有を図りました。

(6) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会第 6 部会に出席したほか、他の研究開発型の独立行政法人の監事と情報交換を行うなどにより、自己の研鑽を図り、監査へ反映しました。

以 上

平成24事業年度

# 独立監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 14 日

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

理事長 奥村直樹殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 東  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本裕昭  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富樫高宏  
業務執行社員

### ＜財務諸表監査＞

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度の損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

### 財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<通則法が要求する損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度の損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、平成 21、平成 22、平成 23 及び平成 24 事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成 20 事業年度の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（平成 21 事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）が独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上